

(2)	国庫債務	七三百万円（前年度	一億〇〇百万円）
	ロケット関係		
	才出予算	八〇百万円（前年度	一億六三百万円）
	国庫債務	一億一六百万円（	四三百万円）
(3)	リーダー関係		
	才出予算	三億三二百万円（前年度	五億七七百万円）
	国庫債務	〇	二億九五百万円）
(4)	対潜飛行艇（ソーナー等を含む）		
	才出予算	六億六〇百万円（前年度	二億二六百万円）
	国庫債務	三〇億九八百万円（	三億六六百万円）
	これは昭和三五年より技研において、今まで一〇億程度を投じて研究開発を実施して来た国産の対潜飛行艇を、今般二機の試作にふみきり（総額三五億）将来の国産にそなえる。		
(5)	P2V17の改造		
	才出予算	一億二七百万円（前年度	〇
	国庫債務	五億一〇百万円（	〇

5. 施設の整備

これには老朽隊舎及び宿舍の改築、基地の用地買収、ナイキホーク等の建設等の経費が含まれ、重点施策の項でのべた経費とだぶつてゐる。それ以外は飛行場、演習場の建設費である。

P2V17が昭和四四年頃から損耗期に入ると見込まれ、従来P2Vのエンジンは米国からの供与であつたが将来は国産化しなければならない。国産化すれば必然的に機体を改造しなければならない。そのため今回P2Vの改造機を生産、三次防に乗り移るものとする。

才出予算	一一八億一二百万円（前年度	八八億九九百万円）
国庫債務	二億八九百万円（	一億一八百万円）
内 訳		
陸上自衛隊	才出予算	四九億七四百万円（前年度
	才出予算	一六億四八百万円（
	国庫債務	一億二三百万円（
海上自衛隊	才出予算	四七億四六百万円（
	才出予算	四億四四百万円（
	国庫債務	一億六六百万円（
航空自衛隊	才出予算	四七億四六百万円（
	才出予算	四億四四百万円（
	国庫債務	一億六六百万円（
その他	才出予算	四億四四百万円（
	才出予算	四億二五百万円（
	国庫債務	四九百万円（

- 九 定 員 等（組織別に）
- 陸上自衛隊
 - 自衛官、非自衛官とも増員なし。
 - 予備自衛官 三、〇〇〇人増（二七、〇〇〇人となる）
 - 昭和四〇年度末の航空機保有機数 二八九機となる。
 - 海上自衛隊
 - 艦艇及び航空機の新規就役に伴ない、自衛官五九八人、非自衛官五五人、計六五三人増員する。（それ以外に欠員凍結解除分非自衛官九一人）
 - 昭和四〇年度末保有艦艇は五一七隻、約一六四、二〇〇トンとなり昭和四〇年度末の航空機保有機数は二四九機となる。
 - 航空自衛隊
 - 第七航空団（百里基地）にF104部隊配属、ナイキ第二大隊新編
 - 自衛官九〇〇人増員する。

昭和四〇年度末航空機保有見込一、一四二機となる。

4. 官房各局等

自衛官、非自衛官とも増員なし(ただし欠員凍結解除分 非自衛官二二人)

第三、防衛施設庁費、施設提供等諸費、相互防衛援助協定交付金(防衛施設庁)

一、昭和四〇年度才出予算額

(項) 防衛施設庁費	三〇億四四百万円(前年度当初)	二七億八九百万円
() 調達労務管理事務費	八億六八百万円	八億三五百万円
() 施設提供等諸費	一一七億八九百万円	九七億七六百万円
() 相互防衛援助協定支出金	四億一六百万円	四億一六百万円
計	一六一億一七百万円	一三八億一六百万円
	(前年度に比し二三億、一六・七増)	

二、定員

昭和四〇年度 三、三八七人(七〇人減)(昭和三七年度以降二〇〇人の計画的減、本年度で完了)

三、予算編成方針

1. 基地の安定的使用を確保するため、前年度に引き続き騒音対策の強化、並びに危険防止対策の推進等基地対策的経費の充実をはかる。

2. 駐留軍要員の適正な維持管理をはかるため、離職対策の強化、健康保険組合の財政の健全化等の措置を講ずる。

四、各項の内容

- 施設提供等諸費 一一七億八九百万円(前年度に対し二一増)
このうち基地対策費総額一〇〇億〇七百万円が含まれている。(防衛庁の基地対策の項で記述)
- 調達労務管理事務費 八億六八百万円

離職対策費

八七百万円

を含む

健康保険組合臨時補助金

六〇百万円

現在、駐留軍労務者の数は四万九千人から四万二千人に減じた。この健康保険組合の赤字の額が大きくなったので、六〇百万円の臨時の補助金を支出する。

3. 相互防衛援助協定交付金 四億一五百万円

この経費は、昭和三九年度まで大蔵省所管に計上されていたが、昨年末の防衛二法案の成立で今回から防衛施設庁に計上された。米国軍事援助顧問団に対する交付金で前年度と同額。

第四、国防会議費

才出予算 二九百万円 (前年度 二五百万円)

この経費は内閣所管に(組織)国防会議として計上されている。

〔附(2)〕

駐留米軍北富士演習場の自衛隊使用に関する質問

昭和四〇年四月二四日 山本伊三郎(社)内閣委員より国会法第七四条による表記の質問書が議長に提出された。

その内容の趣旨は

- 北富士演習場における米軍の使用状況より見て、政府はすみやかに返還を要求すべきではないか。
 - 現状の如く提供施設のまま自衛隊に単独、常時的に使用せしめることは、日米安保条約、地位協定違反ではないか。
 - 北富士演習場については、政府と土地所有者間に賃貸借契約が存在していない。これは土地所有権の侵害ではないか。
- 以上の三点についてであった。
- 政府は五月四日、右質問に対し答弁書を議長に送付した。

五、
そ
の
他

〔不成立の法律案〕

旧勲章の年金受給者に関する特別措置法案

第一、審査経過

衆議院……委員会は質疑を行なつたが審査未了となつた。

参議院……委員会は予備審査で提案理由の説明を聴取したのみである。

第二、従来 of 経緯

本法律案は、従来度々提出されたが、不成立となつた旧金鵄勲章年金受給者に関する特別措置法案と同一内容のものであつて、法案の名称等から金鵄の二字を削つたものである。

旧金鵄勲章年金受給者に関する特別措置法案は第三十八回国会に衆議院議員小笠公韶君（自民）外九名より提出されたが、内閣委員会において審査未了となり、第三十九回国会には衆議院議員内田常雄君（自民）外十二名より再び提出され、以降、継続審査となり、第四十二回国会で附帯決議を付して衆議院を通過し、本院においても委員会では可決されたが、本会議の段階で審査未了となつた。第四十三回国会では衆議院議員小笠公韶君（自民）外十五名より提出、衆議院では一部修正の上附帯決議を付して通過したが、本院において、委員会の段階で審査未了となつた。第四十四回国会では参議院議員村山道雄君（自民）外十六名より提出されたが実質審議はなく審査未了となり、第四十六回国会では参議院議員草葉隆円君（自民）外十六名より提出され、本委員会では参考人の意見聴取等を行ない、委員会、本会議とも多数で原案どおり可決されたが、衆議院においては、委員会で審査未了となつた。

今国会では、従来と同様のものが衆議院議員八田貞義君（自民）外十一名より提出されたが、これを撤回

して、さらに本法律案が提出されたのであるが、衆議院内閣委員会の段階で審査未了となつた。

第三、本法律案の内容

旧金鵝勲章年金受給者のかつて受けていた年金が昭和二十一年分から打切られ、精神的にも経済的にも不遇の裡に老残の日々をおくつてゐる人々が多い現状に鑑み、これらの人々の処遇改善を図るために、特別の措置として昭和三十八年四月一日において六十才以上の者及びその後六十才に達した者に、七万円の一時金を支給しようとするものである。また、権利者が死亡した場合はその相続人に支給される。

国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案

第一、審査経過

本法律案は、衆議院議員提出法律案として、第四十六回国会に提案され、衆議院大蔵委員会において提案理由の説明を聴取したのみで継続審査となり、第四十七回国会及び第四十八回国会においても継続審査となつた。また、参議院においては、第四十六回国会に、当委員会において、予備審査として提案理由の説明を聴取したのみである。

第二、本法律案の内容

1. 日本国有鉄道、日本専売公社、日本電信電話公社の三公社の職員の退職手当については、公共企業体等労働関係法との関連において現在の国家公務員等退職手当法の適用をとりやめ、労使の団体交渉でとりきめること。
2. この場合、公社職員と国家公務員相互間の在職期間の通算及び公社の定める退職手当の基準など所要の措置を行なうこと。

3. 法律名を「国家公務員退職手当法」と改正すること。
4. 本法の施行日を昭和四十年四月一日からとすること。

請願及び国政調査

第六、付託請願審査概要

第四十八回国会において、当委員会に付託された請願は、合計七八九件であつて、審査の結果は左の通りである。

○ 議院の会議に付し内閣に送付するを要すると決したものの合計六四四件

一、国家行政組織関係（一件）

総理府に青少年局設置等に関する請願（一件）

第八六六号

（要旨）

健全なる青少年育成のため、総理府に青少年局を設置すること、地方青少年問題協議会運営費に対する国庫補助の増額、青少年問題特別地区の継続と委託費の増額、保育所及び幼稚園の増設、勤労青少年ホームの増設、少年補導センター国庫補助の範囲拡大等の措置のすみやかな実現を図りたいとの請願。

二、国家公務員関係（三三六件）

1 公務員労働者の賃金一律七千円引上げ要求実現に関する請願（一件）

第一八四号

（要旨）

人事院勧告に対する政府の義務不履行をただすと同時に、地方自治体に対する財源保障、賃金一律七千円引上げを実現されたいとの請願。

2 公務員の賃金、一時金及び諸手当引上げに関する請願（二件）

第一九三号ほか一件

（要旨）

公務員の給与改善について、一律一万円引上げ要求にできるだけ近づけること、人事院勧告の実施時期を完全実施、地方自治体に対する財源保障、行(イ)表の不当差別をなくすこと、最低五千円の住宅手当制度の設置、通勤手当の実費払い、年末手当の引き上げ等の措置を実現されたいとの請願。

3. 公務員の給与改善及び公務員法改正反対に関する請願(一件)

第九四四号

(要旨)

公務員の給与改善のため、賃金一律七千円引上げ、最低賃金を一万六千円とすること。全俸給表について完全通し号俸制の実施、行(イ)表賃金の改善、一時金の年間最低基準を五、五ヶ月と二万円とすること、諸手当の改善、法務局、保護局職員に対する無条件全員俸給調整、国家公務員法の改悪をやめること、退職手当法改正による退職手当の改善等について実現されたいとの請願。

4. 公務員労働者の基本賃金引上げ等に関する請願(二〇件)

第一七五四号ほか一九件

(要旨)

公務員労働者の生活の権利および労働条件について、給与担当相を窓口とする交渉体制の確立、基本賃金の引上げ、賃金決定基準の改善、最低賃金制の確立、諸手当の改定、退職手当法改正による退職手当の増額等について実現されたいとの請願。

5. 国立大学教官の待遇改善に関する請願(七三件)

第九四八号ほか七二件

(要旨)

国立大学教官の待遇は、戦前の実質的水準を著しく下回るのみならず、裁判官に比べてもはなはだしく低く、同様の職務に従事する私立大学教官に対してもかなり劣位にあるので、その研究と教育における重大な職責にふさわしい待遇が与えられるよう特段の配慮をせられたいとの請願。

6. 京都府における暫定手当に関する請願(一件)

第七一一号

(要旨)

暫定手当制度の矛盾により学校運営、毎年の人事交流、職員管理指導等に弊害を生じているので、底上げ方式により暫定手当を撤廃するため、その段階措置として、二級地以下を三級地並みに引き上げること、同一府県内のアンバランスを是正することを實現されたいとの請願。

7. 旧海軍文官の退職賞与金の改定支給に関する請願(一件)

第七八五号

(要旨)

旧海軍文官に終戦時支給された退職賞与金は国庫に返納を命ぜられたが、この退職賞与金に関しては種々の矛盾、不公平、不均衡の事実があるので、すみやかにこれを是正し改定支給するための措置を講ぜられたいとの請願。

8. 国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願(二二八件)

第一五三八号ほか一二件、第一七三〇号、第一七九九号ほか二一三件

(要旨)

国家公務員に対する寒冷地手当の支給について、現行定率額の最高限百分の八十五を百分の百とすること、北海道及びそれ以外の寒冷地における加算額の増額、豪雪加給をすべての寒冷地に適用しその最高限二千五百円を五千円に引き上げること、寒冷地手当支給基準日八月三十一日を七月十日とすること等の実現を図られたいとの請願。

9. 法務局職員の一万名増員に関する請願(九件)

第一六一二号ほか八件

(要旨)

法務局は、登記・人権・訟務・供託・戸籍と多方面にわたる業務を取り扱っており、これを処理する職員数は、業務量に比較

してあまりに少なすぎるので、法務局を国民のサービス機関として充実させ、職員の過重な労働条件を改善するため、一万名増員をすみやかに実現されたいとの請願。

三、恩給共済関係（三〇二件）

- 1 旧軍人等に対する恩給に関する請願（二〇九件）
第一号ほか二〇八件

（要旨）

旧軍人等の恩給について、昭和四十年年度において、仮定俸給年額の大幅増額、外地抑留期間に対する加算の認定、ソ連軍侵入地域に対する加算の認定、一時恩給年限を在職連続三年に是正、全階級にわたる号俸の是正、海軍特務士官等に対する処遇の改善、加算恩給者に対する減算率を百五十分の一に是正、加算資格者に対する裁定事務の促進等について善処されたいとの請願。

- 2 旧軍人恩給制度の改善に関する請願（一件）
第一九九五号

（要旨）

旧軍人軍属の恩給における上厚下薄の不均衡、不合理を合理的に改善されたいとの請願。

- 3 傷病恩給等の不均衡是正に関する請願（二三件）
第二一八九号ほか二二二件

（要旨）

- 4 傷病恩給制度について、経済状態に適合する年額に調整し、これを法制化すること、裁定基準の是正、職務関連、り傷病者に対する非公務取扱いの是正、特別加給の是正、法第五十五号附則第十三条の復活、普通恩給受給者の傷病年金の減額措置の廃止、目症者の処遇改善、扶養加給の是正、傷病年金受給者の死亡後の遺族に対する処遇改善等を実現されたいとの請願。
恩給（共済年金）の格差是正に関する請願（二件）

第一二二号ほか一件

（要旨）

恩給（共済年金）額について、退職時の新旧による格差の是正、現職公務員給与に即応する退職年金制度等をすみやかに実現されたいとの請願。

- 5 恩給、年金の給与制度改善の法制化と給与増額に関する請願（二件）
第七四一号ほか一件

（要旨）

恩給、年金の額について、物価上昇に即応するスライド制の法制化、物価水準に見合う額に是正等を実現されたいとの請願。

- 6 恩給調整・年金スライド制実施促進に関する請願（二件）
第一一五一号ほか一件

（要旨）

恩給又は年金額を経済情勢の変動に伴い調整する規定の法制化、新共済制度の年金額を国家補償によるスライド制とする規定の法制化をすみやかに実現されたいとの請願。

- 7 退職公務員の恩給、年金増額に関する請願（六件）
第一九四号ほか五件

（要旨）

退職公務員の恩給、年金額を、現職公務員の給与ベースに即応するよう増額するとともにスライド制の確立、退職年次別による格差の是正、北海道に在住する恩給、年金受給者に対する寒冷地諸給与に対応する手当の加給等を実現されたいとの請願。

- 8 退職公務員の恩給、年金等に関する請願（二一件）
第二三二二号ほか二〇件

（要旨）

退職公務員の恩給、年金等について、公務員給与水準及び国民生活水準に即応して増額すること、今回の恩給、年金増額に伴い措置されている年次計画的な年令制限を撤廃すること、将来恩給、年金等の実質価値が社会情勢に即応して、常に保全され、かつ合理的に改善されるよう法制化すること、恩給その他公的年金受給者に対する老令福祉年金の併給について、戦争関係者（増加恩給受給者等）とその他の者との間にある不均衡の適正化を図ること等すみやかに実現せられたいとの請願。

9. 元南満州鉄道株式会社社員であつた公務員等の恩給、共済問題に関する請願（二三件）
第二八二号ほか二二件
（要旨）

元満鉄職員であつた国家公務員、地方公務員、三公社職員の恩給、共済年金の通算措置について、満日ケースは実在職年の完全通算、終戦後ソ連又は中共に抑留された期間、あるいは留用された期間の在職年としての通算、共済組合法の長期給付に關し非更新組合員にも在職年の通算措置を講ずること等早期に法改正を実現されたいとの請願。

10. 元満州国等外国政府職員の恩給問題に関する請願（一件）
第七一五号
（要旨）

元満州国等外国政府職員の恩給問題について、日満又は満のケースで公務死した者の遺族に対する公務扶助料の支給、終戦後ソ連又は中共に抑留された期間の在職年数としての通算、終戦時まで在職した者に限り通算するという条件の撤廃、普通恩給権を得て渡満した者に対する実在職年数の通算措置、日満ケースの通算の際の「外国政府職員となるため公務員を退職し」という条件の撤廃、満日ケースにおける実在職年数の完全通算、日満ケースにおける退職時の仮定俸給の定め方の改正等すみやかに実現を図られたいとの請願。

11. 旧中華民国新民会を恩給法上外国特殊法人に包含するの請願（一件）
第二四八五号
（要旨）

旧中華民国新民会は、旧満州国協和会と軌を一にしており、会の性格、任務の内容、職員の身分等何ら異るところはないので、これを恩給法に規定する外国特殊機関に包含し、その在職期間の恩給公務員期間への通算が認められよう措置せられたいとの請願。

12. 特高罷免並びに武徳会追放等による警察退職者救済に関する請願（一件）
第一二六四号
（要旨）

特高罷免並びに武徳会追放等による警察退職者救済の具体的方策として、各自五十五才の定年退職年限まで勤務したものとして算定した退職金の支給、追放又は罷免中の期間の在職年としての通算、恩給基本ベースの引き上げ、いわゆる追放者に対する特別措置法の制限の撤廃等の実現を図られたいとの請願。

13. 日本赤十字社元看護婦の戦時召集期間を恩給等に通算するの請願（一件）
第一九三四号
（要旨）

支那事变以来引揚事務終了までの期間を恩給法の在職年又は国家公務員共済組合法の組合員期間に算入するよう法律改正を行ない、なお、法律改正以前に退職した者にも及ぶよう措置せられたいとの請願。

14. 公共企業体職員等共済組合法の一部改正に関する請願（九件）
第二三〇〇号ほか八件
（要旨）

旧令共済組合資格保有者に対し、一年につきその期間の年金支給率より百分の〇・九を減額する措置を撤廃すること、遺族の対象者が本人の収入より多少にかかわらず年金又は死亡脱退一時金を支給するよう措置すること等実現を図られたいとの請願。

四、防衛関係（五件）

1. 茨城県水戸対地射撃場返還に関する請願（一件）

第一五〇号

(要旨)

水戸対地射撃撃場は、二十一年接收以来、事故数三百余件、死亡者二十名に及んでおり、しかも隣接地域には、人口ちゆう密な市街地や、東海村原子力センターをかかえておりその危険度は、F一〇五Dの演習強行とともにいよいよ増大しているため、すみやかに返還を実現されたいとの請願。

2. 米海軍厚木航空基地移転に関する請願(四件)

第一九五号ほか二件、第五七〇号

(要旨)

米軍基地の所在により、厚木及び大和市民は、連日連夜ジェット機の爆音に悩まされ、さらに基地周辺における墜落事故は後を絶つていないので、厚木航空基地を早急に移転、返還するよう格別の措置を講ぜられたいとの請願。

○ 保留と決したものの合計一四五件

一、国家行政組織関係(一二〇件)

1. 農林省蚕糸局存置に関する請願(八九件)

第二四号ほか八七件、第二八九号

(要旨)

臨時行政調査会の「行政機構改革に関する意見」によれば、蚕糸局の機構を整理縮小することが報告されているが、養蚕業は、農家経済に大きく貢献しており農山村振興の上からもますます重要度を加えているので、強力にして一貫した蚕糸行政のため、蚕糸局を存置し、その機構を整備充実せられたいとの請願。

2. 建設省設置法の改悪反対に関する請願(三一件)

第一八〇三号ほか三〇件

(要旨)

建設省設置法改正案は、建設省と自治体に働く労働者の首切り、農民からの土地と水のとりあげ、治山、治水事業の軽視、本来の地方自治政治の完全破かい等となるので、この改悪に反対する旨の請願。

二、国家公務員関係(二二件)

1. 公務員労働者の退職条件改善等に関する請願(一件)

第二一五一号

(要旨)

公務員労働者の生活と権利を守る立場から、公務員労働者がいつでもやめられる退職条件を法制化すること、退職条件が大巾に改善されるまで退職勧奨は行なわないこと、臨時行政調査会が答申した官庁機構の合理化、整理縮小、廃止を行なわないことの実現を期せられたいとの請願。

2. 中学校教職員の給与の合理化に関する請願(一件)

第二八五四号

(要旨)

中学校教職員の勤務条件、待遇等について、高等学校との格差を早急に撤廃すること、教育職公務員の三本建給与制度を是正すること、超過勤務手当を支給すること、職務給の給与体系を確立すること、恩給、年金のスライド制を確立すること等についで改善されたいとの請願。

三、恩給共済関係(五件)

公務員共済組合の短期掛金引上げ反対等に関する請願(五件)

第一四〇八号ほか四件

(要旨)

共済短期掛金を絶対引上げないこと、国庫負担二十パーセントを新設すること、医療費引上げを撤回し、薬代を受診者に負担させないこと、退職一時金の選択期間を延長すること等の措置をとられたいとの請願。

四、その他（一八件）

1. 金し勲章受章者処遇審議促進に関する請願（一六件）
第三八四号ほか四件、第四四〇号ほか三件、第四六四号ほか六件
（要旨）

金し勲章受章者の大部分は、老令で急速に死没しつつあるので、すみやかに金し勲章年金及び賜金受給者の国家処遇措置法案を成立させるよう要請するとの請願。

2. 刑部日羅に対する贈位に関する請願（一件）
第九五四号

（要旨）

刑部日羅は、第二十八代宣化天皇から三代にわたり、内政外交に多大の功績があり、その献策は聖徳太子の国政改革及び孝徳天皇の大化改新となつて断行されたことは、国史に顕著な事実であるので、この際同氏に対する贈位に関し審議されたいとの請願。

3. 大東亜戦争記念章制定に関する請願（一件）
第二七五二号

（要旨）

大東亜戦争従軍記章は、昭和二十一年勅令をもつて廃止されたままであるが、終戦後二〇周年を機として、かつての従軍記章に相当する大東亜戦争記念章を制定し、戦没者並びに従軍者及び関係者に交付されたいとの請願。

第七、国政調査

一、委員会における調査

1. 国家行政組織及び公務員制度に関する調査

年月日	議題及び主なる内容	質疑者	政府側答弁者
昭四〇・二・一六	○昭和四十年における行政機構及び定員改正に対する行政管理庁の基本方針について （行政機構の改革、昭和四十年要求にかかる各省庁の機構、特殊法人及び定員の審査についての長官説明並びに補足説明） ○派遣委員の報告 （報告に関連して行政管理庁当局に質疑、行政相談委員の法制化その報酬、旅費、定数等、地方事務官制度、欠員不補充問題） ○派遣委員の報告に関連する行政管理庁当局の所見について （増原長官の前の質疑問に対する補足説明、行政相談委員の法制化、その増員、待遇等、行政苦情相談事務のPR、職員の宿舎問題、国の地方出先機関のあり方）	伊藤委員	増原行政管理庁長官 井原行政管理局長
二・二五	○旧満鉄等職員期間の恩給における通算問題について （四三国会、内閣委員会附帯決議、国際電気通信KK、日本電信電話工事KK社員の恩給法上の取扱いに関連して） ○外地引き揚げ公務員の退職手当の期間通算について	伊藤委員	増原行政管理庁長官 山口行政監察局長
三・二		伊藤委員	増子恩給局長
		伊藤委員	秋吉大蔵省給与課長

年月日	議題及び主なる内容	質疑者	政府側答弁者
昭四〇、三、四	○茨城県に対する自治省給与課長の「外国官署所属職員及び外国政府職員等の勤続期間を有するものの勤続期間の取扱について」の回答に関連して ○旧満鉄等職員期間の恩給における通算問題について （満一日のケース、特定郵便局長、日赤の従軍看護婦） ○旧満鉄等職員期間の恩給における通算問題について （満鉄の性格、昭和一八年法律第七八号） ○国家公務員の給与に関する件	伊藤委員 山本委員 伊藤委員	胡子自治省給与課長 白井総理府総務長官 増子 恩給局長 白井総理府総務長官 増子 恩給局長 佐藤人事院総裁 滝本 給与局長
三、一	○四七国会内閣委員会附帯決議、勸告の時期と実施時期、本年の勸告内容、調査項目、調査対照、日本式職階制、指定職、新三等級、住宅手当、通勤手当、国公法第六四条高校卒職員の処遇 ○看護職員の夜間勤務の問題について （昭和三八年四月の人事院に対する行政措置要求に関連して、看護婦の夜勤の実態、病院の看護体制、看護婦の増員）	伊藤委員	佐藤人事院総裁 尾崎厚生省医務局長
三、一八	○看護職員の夜間勤務の問題について （昭和三八年四月の人事院に対する行政措置要求に関連して、看護婦の夜勤の実態、病院の看護体制、看護婦の増員）	伊藤委員	佐藤人事院総裁 尾崎厚生省医務局長

2. 国の防衛に関する調査

昭四〇、三、四	○青森県三沢射撃場における航空自衛隊機の誤射事件について （事件の概要報告、補足説明、事故発生原因、今後の対策、自衛隊保有射撃場の実態、空対地演習訓練の必要を理由、三沢射撃場の日米共同使用） ○太田大泉飛行場及び水戸射撃場の返還問題に関して ○米軍の航空機事故について （二月二日の横田基地所属T33狭山市に墜落事故、日米合同委員会及びその施設特別委員会） ○昭和四〇年度防衛庁関係予算について （長官の概要説明並びに補足説明、大蔵省に対する要求原案との対比） ○派遣委員の報告 （報告に関連して防衛庁当局に質疑、三矢研究の問題、仮想敵国、憲法との関係、陸上自衛隊の欠員問題） ○自衛官の募集に関して （第三次防、募集体制、募集経費、地連の活動状況、街頭募集） ○太田大泉の飛行場返還問題について （三月一二日の米軍機による物資誤投下事件の概要、返還交渉の推移、長官の決意）	伊藤委員 中村委員	高橋防衛政務次官 島田 教育局長 麻生 参事官
---------	---	--------------	-------------------------------

三、一八	○派遣委員の報告 （報告に関連して防衛庁当局に質疑、三矢研究の問題、仮想敵国、憲法との関係、陸上自衛隊の欠員問題） ○自衛官の募集に関して （第三次防、募集体制、募集経費、地連の活動状況、街頭募集） ○太田大泉の飛行場返還問題について （三月一二日の米軍機による物資誤投下事件の概要、返還交渉の推移、長官の決意）	伊藤委員	小泉防衛庁長官 堀田 人事局長
三、二五	○自衛官の募集に関して （第三次防、募集体制、募集経費、地連の活動状況、街頭募集）	伊藤委員 中村委員	高橋防衛政務次官 堀田 人事局長 小泉防衛庁長官
三、二六	○太田大泉の飛行場返還問題について （三月一二日の米軍機による物資誤投下事件の概要、返還交渉の推移、長官の決意）	伊藤委員	小野防衛施設庁長官

二、委員派遣

1. 調査目的

国の地方出先機関、公務員制度及び自衛隊の実情等についての調査

2. 派遣委員

委員長 下村 定 (自) (当日不参加)
 理事 伊藤 頭道 (社)
 委員 田畑 金光 (民社) (当日不参加)
 (隨行) 委員部 官崎 義夫

3. 派遣地
 石川県、福井県

4. 視察先
 航空自衛隊第六航空団、石川行政管察局、石川県庁、北陸農政局、福井県庁、福井纖維製品検査所、酒伊纖維工業株式会社、福井精練加工株式会社

5. 期間
 一月一七日から同月二一日までの五日間

(注) 派遣報告並びにこれに基づく質疑は「第四八回国会参議院内閣委員会会議録第六号」(昭和四〇、三一八)に収録

三、現地視察
 ○八丈島視察

1. 参加委員
 委員長 柴田 栄 (自)
 理事 栗原 祐幸 (自)
 委員 伊藤 頭道 (社)
 石原 幹市郎 (自)
 村山 道雄 (自)
 (隨行) 調査室長 伊藤 清 以下五名

2. 視察先

東京都八丈支庁、八丈島測候所、八丈島航路標識事務所、八丈島役場、東京航空保安事務所八丈出張所、八重根港、神湊港

3. 期日
 昭和四〇年二月二三日 (自衛隊機利用)

○太田大泉飛行場視察

1. 参加委員
 委員長 柴田 栄 (自)
 理事 栗原 祐幸 (自)
 委員 伊藤 頭道 (社)
 (隨行) 調査室長 伊藤 清 以下二名

2. 視察先

太田大泉飛行場、太田市役所、富士重工株式会社群馬製作所、東京三洋電機株式会社

3. 期日
 昭和四〇年三月二三日 (自衛隊機利用)

他の委員会に付託された関連法律案

他の委員会に付託された法律案のうち、特に当委員会の所管事項に関連のあるものについて、その内容等を収録した。

第八、他の委員会に付託された関連法律案

他の委員会に付託された法律案のうち、特に当委員会の所管事項に関連のあるものについて、その内容等を収録した。

〔成立した法律〕

一、行政組織関係

1 行政機関の設置等

- (一) 国立学校設置法等の一部を改正する法律（昭四〇三法第一五号）により、①宮城教育大学及び釧路工業高等専門学校ほか六国立高専の設置 ②北海道大学ほか十一国立大学に十七学部、室蘭工業大学ほか七国立大学に大学院、静岡大学に電子工学研究所の各設置 ③宇都宮工業短期大学及び図書館養成所の廃止が行われた。
- (二) 国立養護教諭養成所設置法（昭四〇三法第一六号）により、北海道学芸大学及び岡山大学にそれぞれ養護教諭養成所が設置された。
- (三) 在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭四〇五法第五号）により、①在マルタ、在マラウイ及び在ザンビアに各大使館の新設、②在コスタ・リカ公使館の大使館昇格 ③在マドラス及び在ラス・バルマスに各総領事館の新設 ④在トロント及び在ヒューストンの各領事館の総領事館昇格 ⑤在ブリスベン領事館の新設が行われた。
- (四) 審議会等の設置については、港湾労働法（昭四〇六法第一二〇号）により、都道府県知事又は公共職業安定所長の諮問に応じ、公共職業安定所の業務その他職業安定法及び港湾労働法の施行に関する重要事項を調査審議するため、労働省に地区職業安定審

議会、理学療法士及び作業療法士法（昭四〇六法第一三八号）により、厚生大臣の諮問に応じて、理学療法士国家試験及び作業療法士国家試験に関する重要事項を調査審議するため、厚生省に理学療法士作業療法士審議会、総合エネルギー調査会設置法（昭四〇六法第一三六号）により、通商産業大臣の諮問に応じて、エネルギーの安定的かつ合理的な供給の確保に関する総合的かつ長期的な施策に関する重要事項を調査審議するため、通商産業省に総合エネルギー調査会、山村振興法（昭四〇五法第六四号）により、山村振興計画の審議及び内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じて、山村振興法の施行に関する重要事項を調査審議するため、総理府に山村振興対策審議会がそれぞれ設置された。

(五) 地方支分部局の設置については、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、国会の承認を得て、厚岸（北海道）、内浦（石川県）、田子の浦（静岡県）に各海運局の支局の出張所が、また、荏原、武蔵府中（以上東京都）、札幌北（北海道）の各税務署が新設された。

2. 特殊法人の設置

オリンピック記念青少年総合センター法（昭四〇四法第四五号）により、オリンピック東京大会を記念し、青少年のための宿泊研修施設の設置、運営、その他青少年の心身の鍛練のため必要な業務を行なわせるため、オリンピック記念青少年総合センターが、公害防止事業団法（昭四〇六法第九五号）により、工場及び事業場における事業活動に伴う大気汚染、水質汚濁等による産業公害を防止するための施設の設置等公害の防止に必要な業務を行なわせるため、公害防止事業団が、八郎潟新農村建設事業団法（昭四〇五法第八七号）により、国営八郎潟干拓事業により生ずる土地につき総合的かつ計画的に農地等の整備、農村施設の造成等の事業を行なわせるため、八郎潟新農村建設事業団が、小規模企業共済法（昭四〇六法第一〇二号）により、常時使用する従業員の数が二十人以下（商業又はサービス業については五人以下）の小規模企業者の事業の廃止等につき、その拠出による共済制度を創設し、その運営にあたるため、小規模企業共済事業団が、新東京国際空港公団法（昭四〇六法第一一五号）により、新東京国際空港の設置及び管理その他必要な業務を行なわせるため、新東京国際空港公団が、日本自動車ターミナル株式会社法（昭四〇五法第七五号）により、大都市及びその周辺の地域において、トラック・ターミナル事業及びこれに附帯する事業を行なわせるため、日本自動車ターミナル株式会社が、砂糖の価格安定等に関する法律（昭四〇六法第一〇九号）により、輸入に係る砂糖の価格調整

並びに国内産糖及び国内産ぶどう糖の価格支持のための砂糖及びぶどう糖の買入れ及び売戻しの業務を行なわせるため、糖価安定事業団が、それぞれ設置された。

3. 定員の改正

裁判所職員定員法の一部を改正する法律（昭四〇三法第二八号）により、簡易裁判所の裁判官の員数が十六人増加された。

4. その他

地方行政連絡会議法（昭四〇四法第三八号）により、地方公共団体が国の地方行政機関と連絡協調を保ちつつ、その相互間の連絡協同を図ることにより、地方における広域にわたる行政の総合的な実施及び円滑な処理を促進し、もって地方自治の広域的運営の確保に資するため、地方行政連絡会議が設置された。

連絡会議の組織・任務・構成等は次の通りである。

(一) 組織

全国の都道府県を九つの地域（北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州）に分け、それぞれの地域ごとに都道府県及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市をもつて組織する。

(二) 任務

地方における広域にわたる行政の計画及び実施について必要な連絡及び協議を行うこと。

(三) 会議の構成

連絡協議を行うための会議は、連絡会議を組織する都道府県の知事及び指定都市の市長のほか、1. 管区行政監察局長 2. 管区警察局長（警視総監及び北海道警察本部長を含む）、3. 財務局長 4. 地方農政局長 5. 営林局長 6. 通商産業局長 7. 陸運局長 8. 海運局長 9. 港湾建設局長 10. 地方建設局長（北海道開発局長を含む） 11. その他政令で定める国の地方行政機関の長 12. 公共企業体等の機関の長又は地方公共団体の機関の連合組織の代表者で連絡会議において委嘱するもの以上をもつて構成する。

四 運営その他

(1) 連絡会議の運営に要する経費は、連絡会議を組織する都道府県及び指定都市の負担とする。

(2) 連絡会議は、会議のつど、その結果を自治大臣及び関係のある大臣に報告すること。

二、ILO第八十七号条約並びに関係法律

結社の自由及び団結権の保護に関する条約（ILO第八十七号条約）の締結について承認を求めるの件並びにこれに伴う関係国内法整備のための四法律案が、今国会にも提出され、ようやく成立をみたが、この案件の従来よりの審査経過並びに今国会における審査の概要は次のごとくである。

一、第三四回国会、第三八回国会、第四〇回国会には、条約とあわせて国公法、地公法、公労法及び地公労法の各改正案と鉄道営業法改正案の五法案がそれぞれ提出されたが、いずれも付託委員会も決らず審査未了となつた。

その後、第四三回国会、第四四回国会、第四六回国会には、条約と五法案のうち、鉄道営業法改正案を除く四法案が提出され、それぞれ両院に特別委員会が設置されたが、いずれも審査未了となつた。（従来の審査経過の詳細については、第四六回国会の当委員会審査要録参照）

二、今国会は、一月二十二日七度目の提出がなされ、衆議院においては、二月十二日国際労働条約第八十七号等特別委員会が設置されたが、委員の指名がおくれ、三月二十日ようやく三十人の委員を指名、同二十二日の第一回委員会で大橋委員長互選が行なわれた。以後、四月六日提案理由の説明聴取、四月十日佐藤総理の出席を求めて質疑を行なつたのち、四月十五日の委員会において強行採決の結果、条約は承認すべきものと議決し、四法律案は、原案通り可決した。

その後、採決の有効、無効をめぐつて与野党対立の結果、国会審議のストップという事態となつたが、船田議長調停案（注）にもとづく自民、社会、民社共同修正案がまとまり、四月二十一日衆議院本会議において修正議決された。

参議院においては、四月九日特別委員会設置と同時に第一回委員会を開会し、安井委員長を互選した。以後、四月二十二日、提案理由の説明及び衆議院における修正要旨の説明を受け、続いて同二十八日から五回にわたり質疑が行なわれ、五月十三日委員会、五月十七日本会議において、条約は承認し、四法律案は原案通り可決した。

（注）船田議長調停案の内容は、①条約及び四法律案は、本会議で審議をつくした上議決する。②四法律案の問題点については公

務員制度審議会で審議する ③問題点に関する事項は、公務員制度審議会の答申を得るまで施行を延期し、答申の後これを尊重して所要の改正を行なうよう各党が協力する。

条約及び四法律の内容は次の通りである。

結社の自由及び団結権の保護に関する条約（第八十七号）

本条約は、一九四八年七月の第三十一回総会において採択されたもので、労働者及び使用者に対し結社の自由を保障し、その団結権を保護する基本原則を定めたものであり、その主なる内容は次の通りである。

- 一、団体の設立に関する原則で、労働者と使用者に対して、自ら選択する団体を何らの差別も、事前の認可も受けることなしに設立し、これに加入する権利を与える。
- 二、団体の自治、独立性に関する原則で、労働者及び使用者は、自由に規約を作成し、その役員を定め、管理活動について定める権利を有する。
- 三、司法手続による保護で、行政機関により解散させられたり、その活動を停止させられてはならないことを定める。
- 四、労使の団体に連合体を結成する権利、国際団体に加入する権利を与え、連合体は個々の団体と同じ基本的な保障を享有すべきことを定める。
- 五、本条約は、批准登録の日から一年後にその効力を発生する。

公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律（昭四〇、五法第六八号）

地方公営企業労働関係法の一部を改正する法律（昭四〇、五法第七〇号）

ILO八十七号条約の批准に伴い、職員でなければ組合の組合員又は役員になることができない旨の規定、その他団結権に関する規定を改正するため、公共企業体等労働関係法及び地方公営企業労働関係法について次の改正を行なおうとするものである。

一、労働組合の組織に関する事項

① 職員のうち管理又は監督の地位にある者及び機密の事務を取り扱う者は、労働組合を結成し、又はこれに加入することができない旨の規定を削除する。

2 職員のうち労働組合法第二条第一号に規定する使用者の利益代表者の範囲は、公企体の場合は公企体等労働委員会が、地方公営企業の場合は、労働委員会がそれぞれ認定して告示するものとする。

③ 職員でなければ労働組合の組合員又はその役員となることができない旨の規定を削除する。

二、在籍専従に関する事項

1 職員は労働組合の業務にもつばら従事することができない。ただし、当局が相当と認めて許可した場合は、その者の職員としての在職期間を通じて三年をこえない範囲内において、在籍専従を認める。

2 在籍専従職員は休職者とし、休職期間は、退職手当の算定の基礎となる勤続期間に算入されないものとする。

3 この法律施行後二年間は、なお従前の例によるものとする。

三、争議行為の禁止に関する事項

争議行為の共謀、教唆、煽動を禁止されている者の範囲に職員のほかに、労働組合の組合員及び役員を加える。

四、施行期日

公布の日から起算して九十日をこえない範囲内で政令で定める日から施行することになっているが、衆議院において、在籍専従に関する規定については、その施行を「別に政令で定める日」からとすることに修正されている。

国家公務員法の一部を改正する法律（昭四〇、五法第六九号）

本法は、ILO八十七号条約の批准に際し、国家公務員の団結権に関する規定を改正するとともに、所要の関連規定を整備し、あわせて国家公務員の人事管理に関する責任体制を確立するため、中央人事行政機構の改編整備を行なおうとするもので、その主なる内容は次の通りである。

一、職員団体の組織に関する事項

1. 職員団体とは、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体又はその連合体をいうものとする。
2. 管理職員等と管理職員等以外の職員とは、同一の職員団体を組織することができないものとし、管理職員等の範囲は、人事院規則で定めることとする。
3. 警察職員及び海上保安庁又は監獄において勤務する職員は、職員団体を結成し、又はこれに加入してはならないものとする。

二、職員団体の登録に関する事項

1. 規約の作成及び変更については構成員全員の過半数によることを必要とするが、役員選挙については投票者の過半数によることをもつて足りるものとする。
2. 登録の要件として、職員団体は、職員のみをもつて組織されていることを要するが、免職処分を受けた者で一年以内のもの又は係争中のものを構成員にとどめていること、職員でない役員を構成員としていることを妨げない。
3. 職員でない者の役員就任を認めている職員団体を、その故をもつて登録の要件に適合しないものと解してはならないものとする。

三、職員団体の交渉に関する事項

1. 当局は、登録された団体から適法な交渉の申し入れがあつた場合においては、その申し入れに応ずべき地位に立つものとする。
2. 国の事務の管理及び運営に関する事項は、交渉の対象とすることはできないものとする。
3. 職員団体が交渉することのできる当局は、交渉事項について適法に管理し、又は決定することのできる当局とするものとする。
4. 交渉は、職員団体と当局との間において員数、交渉当事者、議題、時間、場所その他必要な事項をあらかじめ取り決めて行なうものとし、これに適合しないこととなつたとき、又は他の職員の職務の遂行を妨げ、若しくは事務の正常な運営を阻害することとなつたときは、これを打ち切ることができるものとする。

四、在籍専従に関する事項

在籍専従については、公労法、地公労法の改正と同様な改正を行なうこととしている。

五、人事行政機関に関する事項

1. 新たに内閣総理大臣を中央人事行政機関の一とし、現在人事院の所掌とされている国家公務員の能率、厚生及び服務に関する事

職員団体の登録要件			職員団体
役員選出等の手続	警察職員等の団結禁止	管理職員等の範囲	管理職員等と一般職員との組織関係
規約の作成又は変更、役員を選挙その他これらに準ずる重要な行為につき、すべての構成員が平等に参加する機会を有する直接、秘密の投票による	警察職員、消防職員、海上保安庁職員及び監獄職員は、職員団体を結成し、及びこれに加入することができない。(国公法九八条4)	規定はない。	規定はない。
規約の作成又は変更、役員を選挙その他これらに準ずる重要な行為が、すべての構成員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による	警察職員、海上保安庁職員及び監獄職員は職員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とし、かつ、当局と交渉する団体を結成し、又はこれに加入してはならない。(百八条の二5)	管理職員等の範囲は、人事院規則で定める。(百八条の二4)	管理職員等と管理職員等以外の職員とは、同一の職員団体を組織することができず、管理職員等と管理職員等以外の職員とが組織する団体は、この法律にいう「職員団体」ではない。(百八条の二三)
			改正案の施行日を政令で定める日からとする。
役員選挙の全員多数決制については、第四六回国会の衆、特別委において、シビアに過ぎるのではないかの質疑もあり、今度の改正案では、投票者の過半数と緩和された。	現行法において、団結権を否認されている消防職員については、条約の趣旨を徹底させるため、改正案では職員団体の結成権を認めている。	管理職の具体的な範囲については、第四三回国会の衆、特別委において政府委員より、本省においては少くとも課長以上はそれに該当するであろう旨の答弁があつた。	現行法においては、職員が職員団体を組織するに当つて、管理職員等と一般職員とを区別する規定がないので、管理職員等と一般職員とが同一の団体を組織してもその団体は職員団体として取り扱われることとなつている。

項目	現行法	改正案	衆議院における修正点	備考
職員の組織	明確な規定はない。	職員団体とは、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体又はその連合体をいう。(百八条の二1)		
職員団体の目的				労組法二条では、労組の「目的」の上「主たる」が入つてはいるが、これについて、第四三、第四六回国会の衆特別委の審査において、大橋国務相より「主たる」の字句はないが、解釈として、あると同じつもりである旨の答弁があつた。

(附) 国家公務員法改正主要点比較表

- 七、施行期日
公布の日から起算して九十日をこえない範囲内で政令で定める日から施行する(注)ことになつてはいるが、衆議院において職員団体に関する部分の規定及び在籍専従に関する規定については、その施行を「別に政令で定める日」からとすることに修正されている。
- (注)公務員制度審議会に関する規定を除き、昭和四十年五月十九日から施行されている。
- 六、公務員制度審議会に関する事項
国家公務員、地方公務員及び公企体職員の労働関係の基本に関する事項を調査審議させるため、総理府に、学識経験者、国、地方公共団体及び公企体を代表する者並びに国、地方公共団体及び公企体の職員を代表する者をもつて組織する公務員制度審議会を設置する。
- 七、施行期日
公布の日から起算して九十日をこえない範囲内で政令で定める日から施行する(注)ことになつてはいるが、衆議院において職員団体に関する部分の規定及び在籍専従に関する規定については、その施行を「別に政令で定める日」からとすることに修正されている。
- (注)公務員制度審議会に関する規定を除き、昭和四十年五月十九日から施行されている。
1. 内閣総理大臣を補佐する総理府総務長官は、内閣総理大臣をもつて充てることに改め、総理府総務副長官を一人増員する。
 2. 内閣総理大臣の人事行政に関する所掌事務を担当する部局として総理府に人事局を設けることとする。
 3. 人事主任官会議を廃止し、総理府及び各省等に置かれる人事主任官を人事管理官に改める。
 4. 公務員制度審議会に関する事項
- 務の一部並びに大蔵大臣の所掌とされている退職手当及び特別職国家公務員の給与に関する事務等を所掌するほか、各行政機関が行なう人事管理に関する方針、計画等に関し、その統一保持上必要な総合調整を行なうこととする。

職員団体の交渉	
交渉対象	交渉団体
交渉は、職員団体の代表者と、関係機関の長又はその正	の定める手続に従い、当局と交渉することができる。但し、この交渉は政府と団体協約を締結する権利を含まないものとする。(国公法九八条2、人規一四一〇)
交渉は職員団体と当局があらかじめ取り決めた員数の範囲	に係る事項に関し、適法な交渉の申入れがあつた場合においては、その申入れに必ずべき地位に立つものとする。職員団体と当局との交渉は、団体協約を締結する権利を含まないものとする。(百八条の五1、2)

改正案の施行日を政令で定める日かとする。

国の事務の管理運営事項は交渉の対象にできないことと、条約との関係について、第四三回国会衆、特別委において政府委員より、条約の保障する団体の自由は、勤務条件の改善、経済的改善を目的としているから管理運営事項を交渉対象から除外しても条約の趣旨に反しない旨の答弁があつた。

又、管理運営事項の定義については、国又は地方公共団体が公共の福祉との関連において自己の行政を決定する責任を有する事項である旨の答弁があつた。

交渉手続については、第四六回国会衆、特別委において大橋國務相より、公務

職員団体の登録要件		
職員団体の範囲	職員団体の構成員の範囲	役員選出等の手続
職員はこれらの組織を通じて代表者を自ら選んでこれを指名し、勤務条件に関し及びその他社交的、厚生の活動を含む適法な目的のため、人事院	職員はこれら組織を通じて代表者を自ら選んでこれを指名し、勤務条件に関し及びその他社交的、厚生の活動を含む適法な目的のため、人事院	右に同じ。
職員でない者の役員就任を認めている職員団体を、その故をもつて登録の要件に適合しないものと解してはならない。(百八条の三5)	職員でない者の役員就任を認めている職員団体を、その故をもつて登録の要件に適合しないものと解してはならない。(百八条の三5)	全員の過半数(役員選挙については、投票者の過半数)によつて決定される旨の手続を定め、かつ、現実にその手続によりこれらの重要な行為が決定されることを必要とする。(百八条の三3)

改正案の施行日を政令で定める日かとする。

非職員の職員団体加入については、第四三、第四六回国会衆、特別委において政府委員より、特殊のものを除いて構成員を職員だけに限るのは、組合の登録の要件であり、職員団体一般としては構成員の主たる部分が職員であればよい。従つて、若干程度の非職員が入ることは職員団体一般としては差しつかえない旨の答弁があつた。

役員はこれを職員に限るとする現行の取扱いは、代表者の自由選出を規定する条約第三条の趣旨にそわないので、現行の取扱いを改めている。

○非登録団体の交渉については、第四三、第四六回国会衆、特別委において、大橋國務相より非登録団体も当局と交渉することは妨げないので、当局は自らの責任において、その団

不利益取扱いの禁止	在籍専従	
	在籍	専従
職員は組合その他の団体についてその構成員であること、これを結成しようとしたこともしくはこれに加入しようとしたこと、又はその団体にお	職員は、休暇の期間中は俸給、扶養手当、その他いかなる給与も支給されない。 職員は休暇の期間中においてその官職を保有し、休暇の終了とともに、その職務に復帰する権利を有する。 (人規一五―三)	いて、第九八条の規定により認められた行為をすることができない。(国公法百一条三)所轄庁の長は、職員に対し、その申出により、公務に支障のない限り、人事院に登録した職員団体の業務にその代表者又は役員としてもつばら従事するための休暇を与えることができない。休暇の期間は、一日を単位として、一年をこえない範囲で定める。但し、休暇の期間が満了した場合に、更に休暇を与えることができる。 職員は、休暇の期間中は俸給、扶養手当、その他いかなる給与も支給されない。 この法律の施行の日から起算して二年間は、職員は、なお従前の例により、登録された職員団体の役員として当該職員団体の業務にもつばら従事することができる。(百八条の六、附二条五)
現行とはほとんど同じ。 (百八条の七)	認める場合に与えることができるものとしてその許可の有効期間を定めるものとする。職員団体専従期間は在職期間を通じて三年(公労法による専従者であつたときは、三年からその専従期間を控除した期間)をこえることができない。許可を受けた職員は、その許可の有効期間中は、休職者とする。 職員は、人事院規則で定める場合を除き、給与を受けながら職員団体のためその業務を行ない、又は活動してはならない。 この法律の施行の日から起算して二年間は、職員は、なお従前の例により、登録された職員団体の役員として当該職員団体の業務にもつばら従事することができる。(百八条の六、附二条五)	改定案の施行日を政令で定める日からとする。
改定案の施行日を政令で定める日からとする。	ては、第四六回国会衆、特別委において大橋國務相より専従制度は、望ましいとは考えないが、認めたらからといって直ちに八七号条約に抵触することはない。またILO九八号条約では労組を支配下に置くための経理上の援助等を労組に対する干渉として禁止しているが、専従制度は、その給与を支給しない以上は直ちに同条約に抵触しないと解釈している旨の答弁があつた。	改定案の施行日を政令で定める日からとする。
第四六回国会提出の政府案では、現行とはほとんど同様の規定に、ただし書きをつけている。その内容は「いかなる場合においても、法令に基づく職員たるの義務に違反する行為は、職員団体		員の労働組合の交渉の状況が、実績から見て不十分な点が多いので秩序正しい交渉を進めてゆきたいという考えで政府原案をつくつた旨の答弁があつた。

在籍専従	法人たる職員団体	職員団体の交渉	
		交渉	手続
職員は、政府から給与を受けながら、職員団体のため、その事務を行ない、又は活動してはならない。但し、職員は、人事院規則によつて認められ又は人事院規則によつて定められた条件又は事情の下にお	組合その他の団体は、これを法人とすることができる。法人となろうとする職員団体が登録されたときは、民法三四条(公益法人の設立)に規定する許可を得たものとする。(国公法九八条七、人規一四―二)	当に委任を受けた者によつてたがいにとりきめた時間に行なわなければならない。 (人規一四―一〇)	内、職員団体がその役員の中から指名する者(役員外の者を指名するときは、指定事項について交渉する適法な委任を文書で証明する)と当局の指名する者との間において行なわなければならない。他の職員の職務の遂行を妨げ又は、国の事務の正常な運営を阻害することとなつたときは、これを打ち切ることができ。(百八条の五.五.六.七)
職員は職員団体の業務にもつばら従事することができない。ただし、所轄庁の長の許可を受けて、登録された職員団体の役員としてもつばら従事する場合は、この限りでない。許可は、所轄庁の長が相当と	登録された職員団体は、法人となる旨を人事院に申し出ることにより法人となることができる。(百八条の四)		
改定案の施行日を政令で定める日からとする。	改定案の施行日を政令で定める日からとする。		
○現行の専従制度において専従期間は、退職手当の算定基礎となる勤続期間として全部計算されているが、改正案では、その期間は勤続期間として計算されない。 ○在籍専従制度と、職員団体の自主運営という八七号条約との関連につい	現行人事院規則一四―三では、法人である団体の登録が取り消された時は、職員団体の法人設立の許可の取り消しがあつたものとされているが、第四六回国会、衆、特別委では政府委員より改正案では登録が取り消されてもその団体が法人格を失わない旨の答弁があつた。		

人事行政機関	公務員制度審議会
<p>人事院は、国家公務員法の実施の責に任ずるものとし、国家公務員に関する事務を掌理し、職員に関する諸般の方針、基準、手続、規則及び計画を整備、調整、総合及び指示し、かつ、立法その他の必要な措置を勧告する。 (国公法三条)</p>	<p>40年 国会 234 (7.2) 3名構成 20人 (6, 6, 8) 任期 2年</p>
<p>内閣総理大臣は、法律の定めるところに従い、職員の能率、厚生、服務等に関する事務、(人事院の所掌に属するものを除く)をつかさどる。 (一八条の二)</p> <p>総理府に人事局を設け、国家公務員に関する制度の調査、研究、企画、人事管理に関する各行政機関の方針、計画等の総合調整、能率、厚生、服務その他の人事行政(人事院の所掌に属するものを除く)退職手当、特別職の給与制度</p>	<p>大臣の諮問に応じて、国家公務員、地方公務員及び公共企業体の職員の労働関係の基本に関する事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して内閣総理大臣に建議する。 審議会は、学識経験ある者、国、地方公共団体及び公共企業体を代表する者並びに国、地方公共団体及び公共企業体の職員を代表する者のうちから、内閣総理大臣が任命する二〇名以内の委員で組織する。 (附四条)</p>
<p>○人事局の設置理由については、第四六回国会衆、特別委において、大橋首相より政府として、行政事務全般を管理する責任上、最少限において公務員行政に關与する必要があるが、現行制度においては、その最少限の關与が許されないもので、政府の責任体制上不適当であり、そのため各省のこの種の事務を統轄し、政府の責任体制を確立するという意味で職員に対する責任機関を新しく設ける旨の答弁があつた。 ○第四六回国会提出の政府案では、人事局の所掌事務に職階制、給与、研</p>	

政治的行為の規則	チエツク・オフの禁止
<p>職員は、政党又は政治的目的のために、寄附金その他の利益を求め、もしくは受領し、又は何らかの方法をもつてするを問はず、これらの行為に關与し、あるいは選挙権の行使を除くほか、人事院規則で定める政治的行為をしてはならない。(国公法百二条、人規一四一七)</p>	<p>職員に対する給与の支払は、人事院規則又は人事院指令に反してこれを行なつてはならない。(国公法一八条二) 何人も、法律若しくはその委任に基づく政令又は規則によつて特に認められた場合を除き、職員の給与からその職員が支払うべき金額を差し引き又は差し引かせてはならない。(人規九一三)</p>
<p>現行と同じ。</p>	<p>現行と同じ。</p>
<p>第四六回国会提出の政府案では、現行の詳細を人事院規則で定めることを改め、別に法律で定めることとしている。</p>	<p>における正当な行為と認められない。 チエツク・オフについては、第四六回国会の衆、特別委で、大橋首相よりチエツク・オフが使用者側の意志に基づいて恩惠的、内政干渉的にやる場合は、組合の自主性を害するので排撃すべきであり、そうでない場合も、やかもすると組合がチエツク・オフの中止を理由に脅かされるというようなことで好ましくない旨の答弁があつた。</p>

人事行政機関

<p>総理府総務長官は、国務大臣をもつて充てることができる。</p>	<p>に關する事務をつかさどる。 (附四条、六条の三) 人事院は、法律の定めるところに従い、給与その他の勤務条件の改善及び人事行政の改善に關する勸告、職階制、試験、任免の基準、給与、研修、分限、懲戒の基準、苦情の処理その他職員に關する人事行政の公正の確保及び職員の利益の保護等に關する事務をつかさどる。(三条三) 人事主任官會議を廢止し、総理府及び各省等に置かれる人事管理官は、中央人事行政機關との緊密な連絡及びこれに對する協力につとめなければならない。(二五条) この法律の施行の際現に効力を有する人事院規則の規定でこの法律の施行後は政令をもつて規定すべき事項を規定するものはこの法律の施行の日から起算して九月間は、政令としての効力を有するものとする。(附、二条七)</p>	<p>修、分限、懲戒及び共済組合に關すること等も含まれていた。 ○人事局の所掌事務は、人事院の所掌を除く、公務員の能率、厚生、服務その他の人事行政及び従来、大蔵省で行なっていた国家公務員の退職手当並びに特別職の国家公務員の給与制度に關すること等である。</p>
<p>総理府総務長官は、国務大臣をもつて充てることができる。(附四条)</p>	<p>内閣は、首長たる内閣総理大臣及び十七人以内の国務大臣を以つてこれを組織する。(附三条) 総理府に総理府総務副長官二人を置く。(附四条)</p>	<p>内閣総理大臣を補佐する総理府総務長官は国務大臣をもつて充てることとし</p>

その他

<p>(総理府設置法一九条三) 内閣は、首長たる内閣総理大臣並びに従来各省大臣及び国務大臣の定数以内の国務大臣を以つて、これを組織する。(内閣法二条) 総理府に総理府総務副長官一人を置く。(総理府設置法二十条)</p>	<p>内閣は、首長たる内閣総理大臣及び十七人以内の国務大臣を以つてこれを組織する。(附三条) 総理府に総理府総務副長官二人を置く。(附四条)</p>	<p>たことに關連して、国務大臣の数を一名増員し、さらに総務副長官を一名増員している。</p>
---	---	---

地方公務員法の一部を改正する法律(昭和四〇、五法第七一号)

本法は、ILO八七号条約の批准に際し、国家公務員の職員団体に關する規定の改正に準じて、地方公務員の職員団体に關する規定を改正するとともに、これに關連する所要の規定の整備を行なうとするもので、主なる内容は次の通りである。

- 一、職員団体に關する事項及び在籍専従に關する事項については、国家公務員に準じて、ほぼ同様の改正を行なうこととしている。
- 二、職員の給与は、法律又は条例により特に認められた場合を除き、通貨で直接その職員にその全額を支払わなければならないものとする。(いわゆる「チェンク・オフ」の禁止)

- 三、教育公務員特例法を改正して、公立学校の職員に係る管理職員等の範囲は、国立学校の職員の例に準じ、人事委員会規則又は公平委員会規則で定めるものとする。

四、施行期日

公布の日から起算して九十日をこえない範囲内で政令で定める日から施行することになっているが、衆議院において、職員団体に關する部分の規定及び在籍専従に關する規定については、その施行を「別に政令で定める日」からとすることに修正されている。

三、恩給・共済関係

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭四〇六法第一〇三号）

本法律は、恩給法等の改正に準じて退職年金の増額等を行なうものである。なお、衆議院における修正によつて、地方議会議員の退職一時金等の支給措置等が行なわれることとなつた。

(一) 恩給法等の改正に準ずる措置

1. 市町村職員共済組合が支給する旧恩給組合法の規定による退職料等について、その年額を増額改定する。
2. 市町村職員共済組合が支給する旧市町村職員共済組合法の規定による退職年金等について、その年額を増額改定する。
3. 高額所得者に対する支給停止基準を是正する。
4. 旧軍人に認められることとなる抑留加算は、組合員期間に算入しないものとする。
5. 地方職員共済組合等が支給する国家公務員共済組合法の規定による退職年金等の増額改定に要する費用は、恩給公務員期間及び旧国家公務員共済組合法の組合員期間に対応する部分については、全額国又は地方公共団体が負担するものとし、国家公務員共済組合法の施行日以後の組合員期間に対応する部分については三者（労、使、国又は地方公共団体）が負担するものとする。

(二) その他

1. 職員団体の事務に専従する組合員の長期給付に要する費用のうち百分の十五に相当する額を地方公共団体が負担する。
2. 地方公務員等共済組合法の施行時又は施行後に解散した健康保険組合の職員であつた期間を組合員期間に通算する。

(三) 衆議院における修正

1. 地方議会議員が在職期間三年以上十二年未満で退職し又は死亡した場合は、退職一時金又は遺族一時金を支給する。
なお、退職一時金又は遺族一時金の額は、在職期間に係る掛金の総額に、次の割合を乗じて得た額とする。
 - (1) 三年以上四年以下 百分の七十
 - (2) 四年をこえ八年以下 百分の八十
2. 掛金の率は、標準報酬月額額の百分の七（現行百分の五）に引き上げる。

(3) 八年をこえ十二年未満 百分の九十

2. 掛金の率は、標準報酬月額額の百分の七（現行百分の五）に引き上げる。

○ 衆議院地方行政委員会における附帯決議

政府は、左の諸点について特段の考慮を払い、早急に適切な措置を講ずべきである。

- 一、生活水準の向上、物価の上昇並びに現職公務員の給与に即応して、年金を引上げ得るよう措置すること。
- 二、恩給制度の改正に伴う年金の増額措置については、改正の趣旨を一層効果あらしめるため、三年度にわたる段階的実施を短縮するよう速やかに措置すること。
- 三、地方公務員共済組合の短期給付については、医療費の増加に伴う財政悪化及び組合員の負担増加の現状にかんがみ、これが健全化及び組合員の負担の緩和をはかるため、国庫負担制度について検討すること。
- 四、地方議会議員の在職期間については、都道府県、市及び町村相互に通算できるよう検討すること。
右決議する。

○ 参議院地方行政委員会における附帯決議

政府は、本法の実施に関連して、次の事項について検討し、適切に措置すべきである。

- 一、生活水準の向上、物価の上昇及び現職公務員の給与に即応して、年金の額を引き上げ得るようになすこと。
- 二、恩給制度の改正に伴う年金の増額措置については、三年度にわたる段階的実施をすみやかに短縮すること。
- 三、共済組合の短期給付については、医療費の増加に伴う組合等の財政悪化及び組合員の負担増加の現況にかんがみ、その健全化及び負担の緩和を図るため、国庫負担制度について検討すること。
- 四、地方議会議員の在職期間について、都道府県、市及び町村間において相互に通算することができるよう検討すること。

右決議する。

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭四〇、五法第八九号）

本法律は、私立学校教職員共済組合の長期給付の給付水準が国または公立学校教職員に比べて不均衡であるため、これが改善を図るものである。

- (一) 標準給与の月額を改正し、最低を八千円から一万二千円に、最高を七万五千円から十一万円に、それぞれ引き上げる。
- (二) 長期給付の算定基礎となる平均標準給与の月額を組合員の資格喪失前五年間の標準給与の平均から三年間の平均に改める。
- (三) 退職年金の給付額の最高限度を平均標準給与の年額の百分の六十から百分の七十に改める。
- (四) 福祉事業に関する規定を国家公務員共済組合法に準じて改める。

○ 衆議院文教委員会における附帯決議

私立学校教育の重要性にかんがみ、政府は左の事項に検討を加え、すみやかにこれが実現を図るべきである。

- (一) 私立学校教職員共済組合法制定の趣旨にのっとり、本法が全私立学校に適用されるよう考慮すること。
- (二) 私立学校とその教職員の実情にかんがみ、掛金負担の軽減を図るため国の補助率の引き上げに努めること。
- (三) 物価変動等に対応する年金額のスライド制を検討すること。
- (四) 女子組合員及び高令組合員については、その実情に即して給付内容の改善を図ること。

○ 参議院文教委員会における附帯決議

私立学校教育の重要性とその教職員の待遇の実情にかんがみ、政府は昭和四十一年度中に私立学校教職員共済組合の長期給付の補助

率を百分の二十に引き上げるよう努力すべきである。

戦傷病者、戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭四〇、五法第九九号）

本法律は、戦傷病者、戦没者遺族、未帰還者留守家族等については、それぞれの関係法律で援護措置がとられているが、これらの関係法律を今回の恩給法の改正に準じて改善するために戦傷病者、戦没者遺族等援護法及び未帰還者留守家族等援護法について所要の改正を行なおうとするもので、主なる改正点は次の通りである。

- (一) 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正
 - 1. 軍人軍属であつた者に支給する障害年金、障害一時金及び準軍属であつた者に支給する障害年金の額をそれぞれ増額改定する。
 - 2. 先順位者に係る遺族年金の額を従前の七二〇〇〇円を九二〇〇〇円に、遺族給与金の年額三五五〇〇円を四六〇〇〇円に増額改定する。
- (二) 未帰還者留守家族等援護法の一部改正
 - 留守家族手当の月額五、九一〇円を七、六七〇円に増額する。
- (三) 右二法律の施行は、昭和四十年十月一日から実施するが、実施方法は、恩給法の改正に準じて年令別により三年間にわたつて行なわれる。

戦傷病者特別援護法の一部を改正する法律（昭四〇、五法第九八号）

本法律は、昭和三十八年に制定され、昨年その一部が改正されて、援護内容が改善せられたが、今回さらにその内容の充実を図ろうとするもので、主なる改正点は次の通りである。

- 一、厚生大臣は、戦傷病者の福祉の増進を図るために、戦傷病者の相談業務等を戦傷病者相談員に委託することができるものとする。
- 二、長期入院中の戦傷病者に支給する療養手当の額を月額二、〇〇〇円から三、〇〇〇円に増額する。
- 三、日本国有鉄道無賃乗車給の取扱いをする戦傷病者の範囲を、現行の恩給法の規定により増加恩給又は傷病年金を支給されている者

及び傷病賜金を支給された者から、恩給法以外の法令により、これらに相当する給付を受けている者又は受けた者の範囲までその適用を拡大すること。

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭四〇、五法第一〇〇号）

本法律は、戦没者等の遺族に対して特別弔慰金を支給しようとするもので、主なる点は次の通りである。

(一) 昭和四十年四月一日までに、戦傷病者、戦没者遺族等援護法による弔遺金を受けた遺族で、現に公務扶助料、遺族年金等の給付を受けている者が不在の場合に限り、特別弔慰金を支給する。

(二) 弔慰金の額は三〇〇〇〇円とし、十年以内に償還する無利子の記名国債を交付するもので、昭和四十年六月十六日に発行する。

国民年金法等の一部を改正する法律（昭四〇、五法第九三号）

本法律は、国民年金法、児童扶養手当法、重度精神薄弱児扶養手当法等の福祉年金の額及び手当の額を引き上げ、支給制限を緩和するとともに障害年金の対象範囲を精神薄弱者にまで拡大することにした。なお、受給権者の所得による支給制限の限度額を二〇〇〇〇〇円から二二〇〇〇〇円に引き上げる点等については三法ともに同様である。また、主なる改正点は次の通りである。

(一) 国民年金法の一部改正

1. 老令福祉年金の額一三、二〇〇円を一五六〇〇円に、障害福祉年金の額二、六〇〇円を二四〇〇〇円に、母子福祉年金等の額一五六〇〇円を一八〇〇〇円に、それぞれ増額する。

2. 戦争公務により死亡し、又は廃疾となつたことに基づく公的年金受給者に対する福祉年金との併給限度額八〇〇〇〇円を一〇二五〇〇円に引き上げる。

(二) 児童扶養手当法の一部改正

手当の月額児童一人について一、〇〇〇円を二、二〇〇円に、二人の場合一、七〇〇円を二、九〇〇円に増額する。

(三) 重度精神薄弱児扶養手当法の一部改正

重度精神薄弱児一人につき月額一、〇〇〇円を二、二〇〇円に増額する。

以上、本法律について、衆、参両院の社会労働委員会における附帯決議は次の如くである。

○ 衆議院社会労働委員会における附帯決議

政府は、国民年金制度の重要性にかんがみ左記事項につき速やかに実現するよう検討努力すること。

1. 各年金の年金額を大幅に引き上げることとし、厚生年金の改正との均衡をはかること。
2. 老令年金、老令福祉年金の支給開始年令を引き下げること。
3. 福祉年金の給付制限を緩和すること。
4. 年金額、保険料、給付要件、受給対象等すべての面において社会保障の精神に従つて改善すること。
5. 右の実現のため大幅な国庫支出を行なうこと。
6. 拠出年金の積立金の運用については、被保険者の意向が充分反映できるよう配慮するとともに、被保険者の福祉のため運用する部分を拡充すること。

特に左の具体的事項については可及的速やかに実現するよう図ること。

1. 各福祉年金額を大幅に引き上げること。
2. 各福祉年金の所得制限の限度額を大幅に引き上げるとともに、その後の所得水準上昇にともないこれを引き上げる制度を確立すること。
3. 夫婦とも老令福祉年金をうける場合の減額制度を廃止すること。
4. 老令福祉年金及び障害福祉年金における配偶者所得制限を廃止すること。
5. 障害年金、障害福祉年金に関して配偶者並びに子につき加算制度を設けること。
6. 内部障害の適用範囲をすべての疾病による障害に及ぼすこと。
7. 福祉年金と他の公的年金との併給の限度額の不均衡を是正すること。

8. 保険料の免除を受けたものの年金給付についてはさらに優遇措置を講ずること。
9. 拠出年金について物価変動及び生活水準向上の二要件に対応する明確なスライド規定を設けること。
10. 年金加入前の障害についても拠出制年金の支給対象とすること。
11. 障害年金、障害福祉年金ともに障害の等級範囲を厚生年金とあわせること。
なお、国民年金の事務費については、実状に即し増額すること。

○ 参議院社会労働委員会における附帯決議

政府は、国民年金制度の重要性にかんがみ、次の事項につき、すみやかに実現を図るよう努力すべきである。

1. 各年金の年金額について所得保障の実をあげるよう大幅の改善をはかること。
2. 右の実現のための原資には大幅な国庫支出を考慮すること。
3. 福祉年金と他の公的年金との併給の限度額の不均衡を是正すること。
4. 拠出年金の積立金の運用については、被保険者の意向が充分反映できるよう配慮するとともに、被保険者の福祉のために運用する部分を拡充すること。
5. 拠出年金について物価変動及び生活水準向上の二要件に対応するスライド制を確立すること。
6. 国民年金の事務費の算定は実情に即した額とすること。
7. 夫婦とも老令福祉年金をうける場合の減額制度を廃止すること。
8. 老令福祉年金及び障害福祉年金における配偶者所得制限を廃止すること。
右決議する。

厚生年金保険法の一部を改正する法律(昭四〇、六法第一〇四号)

本法律は、最近における国民生活水準の向上と人口構造の老令化傾向にかんがみ、厚生年金保険の給付内容を大巾に改善し、いわゆる

る平均月額一万円年金を実現しようとするものであつて、これに伴う所要の調整を行なつてゐる。

- (一) 基本年金額を次の通り引き上げる。
 1. 定額部分は、現行の月額二千円を五千円とし、被保険者期間二十年以上三十年までは、一年につき二百五十円を加算し、三十年では月額七千五百円とする。
 2. 報酬比例部分は、その算定の基礎となる係数千分の六を千分の十に改める。
- (二) 老令年金の支給資格期間を満たした者が六十五才に達したときは、在職中でも老令年金の八割相当額を支給する。
- (三) 標準報酬について、現行の月額三千円から三万六千円までの二十等級を七千円から六万円までの二十三等級に改める。
- (四) 保険料率を次のとおり引き上げる。(衆議院修正)

第一種(一般男子)	千分の五十五(現行)	千分の三十五
第二種(女 子)	千分の三十九(現行)	千分の三十
第三種(坑内夫)	千分の六十七(現行)	千分の四十二
第四種(任意継続)	千分の五十五(現行)	千分の三十五
- (五) 民間の企業年金で、一定の要件を備えるものは、厚生年金基金設立の認可を受けて、老令年金及び通算老令年金のうち、報酬比例部分を代行し得ることとする。(いわゆる調整年金制度で、その実施時期は別に政令で定める。参議院修正)
- (六) 国庫負担率十五%(坑内夫二十%)を二十%(坑内夫二十五%)に引き上げる。(衆議院修正)

○ 衆議院における修正

1. 国庫負担率の引き上げ(前述)
2. 保険料率の引下げ(政府原案に対し)

第一種(一般男子)	千分の五十五(原案)	千分の五十八
第二種(女 子)	千分の三十九(原案)	千分の四十四

- 第三種（坑内夫） 千分の六十七（原案） 千分の七十二）
- 第四種（任意継続） 千分の五十五（原案） 千分の五十八）
- 3. 年金額の改定（第二条の二の修正）

……国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に応ずるため、すみやかに改定の措置が講ぜられなければならない。

- 4. 女子に対する脱退手当金等の支給の特例

改正法の公布の日から起算して六年以内に被保険者等の資格を喪失した女子に対しては、従前の例により脱退手当金等を支給する。

なお、これに関連して、国家公務員、公共企業体職員、地方公務員等の共済組合からの退職一時金についても、女子に対して同様の特例がもうけられた。

- 5. 厚生年金基金の設立に当たつての労働組合の同意

事業主が基金を設立しようとするときは、被保険者の二分の一以上の同意のほか、被保険者の三分の一以上で組織する労働組合があるときは、その同意を得なければならない。

○参議院における修正

いわゆる調整年金制度の実施時期を衆議院修正による「昭和四十年十一月一日」から「別に政令で定める日」に改める。これは、社会保険審議会において調整年金についての審議を求め、その答申を尊重して、実施するという趣旨である。

○衆議院社会労働委員会における附帯決議

政府は、厚生年金保険制度の改善拡充に一層努力し、特に左記事項については特段の考慮を払い、早急に適切な措置を講ずるべきである。

記

- (一) 年金に対するスライド方式の確立については、その具体的方式を検討するため、審議会等により、なるべく速やかに結論を出す措置を講ずること。
- (二) 定額部分の増大については、今後一層努力すること。
- (三) 五人未満事業所に対する厚生年金保険の適用については、改正法公布後二年を超えない期間内に立法化を図るよう努力すること。なお、日雇労働者に対しては、その雇用の実態を勘案し、これが適用についても速やかに検討すること。

○参議院社会労働委員会における附帯決議

政府は、厚生年金保険制度の改善拡充に一層努力し、特に左記事項については特段の考慮を払い、早急に適切な措置を講ずべきである。

記

- (一) 年金に対するスライド方式の確立については、なるべく速やかに結論を出す措置を講ずること。
- (二) 定額部分の増大については、今後一層努力すること。
- (三) 五人未満事業所に対する厚生年金保険の適用については、改正法公布後二年を超えない期間内に立法化を図るよう努力すること。なお、日雇労働者に対しては、その雇用の実態を勘案し、これが適用についても速やかに検討すること。右決議する。

船員保険法の一部を改正する法律（昭四〇、六法第一〇五号）

本法は、厚生年金保険と同趣旨のもので、標準報酬の額の引き上げ、障害差額一時金の新設、船内診療の給付制限の緩和等が主な内容である。

なお、年金給付の改善に伴い、保険料率を現行の千分の四十二から千分の六十七に引き上げる（衆議院修正）こととしている。

○衆議院社会労働委員会における修正

1. 国庫負担率を二十%から二十五%に引き上げる。
2. 保険料率を千分の六十七とする。(政府原案 千分の七十二)
3. その他年金額の改定、女子に対する脱退手当金支給の特例については厚生年金保険法に対する修正と同じ。

○衆議院社会労働委員会における附帯決議

政府は、船員保険制度の改善拡充に一層努力し、特に左記事項については特段の考慮を払い、早急に適切な措置を講ずるべきである。

記

- (一) 年金に対するスライド方式の確立については、その具体的方式を検討するため、審議会等により、なるべく速やかに結論を出す措置を講ずること。
- (二) 年金の定額部分の増大については、今後一層努力すること。

○参議院社会労働委員会における附帯決議

右の衆議院における附帯決議と全く同趣旨のものである。

四、その他

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭四〇、六法第一三〇号)

本法律は、労働者の業務災害に対する補償の充実を図るため、労働者災害補償保険による給付の内容を改善するほか、労働者災害補償保険制度の全般にわたり所要の整備を行なうものである。内容の主たる点は次の通りである。

- (一) 労災保険の強制適用事業の範囲については、政令で定めるものを加えて拡大を図るとともに、従業員五人未満の零細事業所等への

全面適用については、二年以内に検討を行ない、その結果に基づいて措置を講ずること。

- (二) 保険給付については、給付基礎日額の算定に当つて、平均賃金を用いることが不適当な場合には、労働大臣が別途これを定めるところとし、賃金額が不当に低くなる場合を救済したこと。
 - (三) 大工、左官、自営農民、小規模専業主及びこれらの者の家族従業者等で、業務災害をこうむる危険にさらされている人々についても、申請により一定の条件のもとに、特別に労災保険に加入できる制度を設けたこと。
 - (四) 障害補償年金の範囲を大幅に拡大することとし、従来の重度障害者にのみ年金を支給する制度を改め、普通の身体障害者にも補償を行なうこととする。また、従来一時金であつた遺族補償は、原則として年金とすること。
 - (五) その他、保険料の算定、納付の方法等を簡便なものに改め、技術的な事項について所要の整備を行なうこと。
- なお、衆議院社会労働委員会において、(1)厚生年金保険等の年金との調整率を引き下げること、(2)遺族補償年金の受給資格者の範囲を拡げること、の二点について修正が行なわれている。
- また、本法律に関して、衆・参両院の社会労働委員会で附帯決議が付されている。

○衆議院社会労働委員会における附帯決議

政府は、次の事項について努力すべきである。

- (一) 労働者災害補償保険の全面適用については、改正法附則第十二条の期間内においても、できる限り速やかに立法化を図ること。
- (二) 被災労働者及び遺族に対する援護の拡充及び社会復帰の促進を図り、特にけい肺外傷性せき髄障害者等の長期傷病者に対する給付の改善を図るとともに、これらの患者であつて打切補償のみによつて災害補償を打ち切られた者に対する保護措置について十分配慮すること。
- (三) 保険給付の改善について引き続き更に努力し、特に通勤途上災害の取扱い、障害等級表の改定、スライド制の改善等について速やかに検討するとともに、職業性疾病についての予防及び補償につき総合的な検討を行ない、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。

四 農業従事者に対する特別加入制度の運用については、農業災害の実情を十分考慮すること。

○参議院社会労働委員会における附帯決議も、ほぼ同旨である。

農地被買収者等に対する給付金の支給に関する法律（昭四〇、六法第一二二号）

本法律は、農地被買収者及びその遺族等に対して給付金を支給しようとするものである。

一、給付金の額は、左の区分に応ずる割合を二万円に乗じて得た金額に、順次、当該区分に応ずる被買収農地の反数を乗じて得た金額の合計額とする。

区 分	割 合
一町以下の面積	百分の百
一町をこえ二町以下の面積	百分の五十
二町をこえ三町以下の面積	百分の三十
三町をこえる面積	百分の十

ただし、当該合計額が百万円をこえる場合は、百万円で打ち切り、面積が一反に満たないものは、一律一万円とする。

二、給付金は、十年以内に償還すべき無利子の記名国債をもつて支給する。

〔不成立の法律案〕

一、行政組織関係

1. 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案により、公正取引委員会の地方支分部局として仙台地方事務所の設置及び事務局の定員十一人の増加を行なうことになつておつたが、本法律案は、参議院で審査未了となつた。

2. 農地管理事業団法案により、農地等に係る権利の取得が農業経営の規模の拡大、農地の集団化、その他農地保有の合理化に資することとなるように適正円滑に行なわれることを目途として、農地、採草放牧地又は附帯施設の売買又は交換のあつせん、農地等の取得に必要な資金の貸付、農地等の買入れ、交換及び売渡し等の業務を行なわせるため農地管理事業団が設置されることになつておつたが、本法案は、参議院で審査未了となつた。

二、その他

1. 駐留軍労働者の雇用安定に関する法律案は、駐留軍労働者が軍事基地で働くという不安定な雇用状態に鑑み、雇用主たる政府のより積極的な雇用安定措置を確保するため、解雇制限、転職促進、雇用安定審議会等に関し規定した衆議院議員提出にかかるものであり、衆議院社会労働委員会において継続審査となつた。

2. 駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案は、現行法の第六条、意見の陳述、第十条の二就職指導、第十条の三就職促進手当等について改正しようとするもので、衆議院議員提出にかかるものである。衆議員内閣委員会において審査未了となつた。

第九、内閣委員会関係事項日誌

自 昭和三九年一月一八日
至 昭和四〇年六月一日

年月日	関係事項
昭三九一二、一八	昭和四〇年度予算編成方針 閣議決定。
一二、一九	昭和四〇年度予算大蔵省原案。各省庁に内示。
一二、二〇	橋本官房長官 記者会見で「日米特別安保」の構想を否定。
一二、二一	第四八回(通常)国会召集。
一二、二二	渉外関係主要都道府県知事連絡協議会など基地関係団体、基地周辺民生安定法の制定を決議。
一二、二三	第三次在外財産問題審議会第二回総会。
一二、二四	駐留軍従業員の給与改定に関する日米間の附属協定調印。
一二、二五	自衛艦「いそなみ」、横須賀港外でリベリヤ船籍のタンカーと衝突。
一二、二六	機構、定員の増加は原則として認めない等の閣議口頭了解。
一二、二八	第九回戦没者叙勲発令。(一三、一〇九人)
昭四〇、一、二	昭和四〇年度予算政府案決定。
一、三	行政管理庁、防衛施設庁業務運営について勧告。
一、四	ソ連、コスイギン首相より佐藤首相宛親書。
一、五	インドネシア国連に脱退通告。(正式脱退一月二二日)
一、六	ジョンソン大統領 当選後初の一般教書提出。
	航空自衛隊 飛行安全に関する長官特命監察。
	佐藤首相 渡米を控え両社幹部と懇談。

一、八	防衛大学校長に大森陸将、陸幕長に天野陸将内定。(発令一六日)
	韓国、南ベトナムに二千人派兵を発表。(議会可決二六日)
一、九	日銀、公定歩合一厘引下げを決定。(実施九日)
一、一〇	米議会 スレスンシャイ号沈没事件についての証言発表。
	佐藤首相 渡米出発。椎名外相 三木幹事長同行。
	医療費一月一日付 九・五%引上げについて職権告示。
	ILO対日調査団(団長ドライヤー氏)来日。
一、一一	中央教育審議会「期待される人間像」中間草案発表。
一、一二	在日米軍司令部横田基地所属 第四二一空中給油中隊 二月に閉鎖する旨発表。
一、一三	行政管理庁 行政民主化懇談会(一日行管)を高松で開催。
	交通対策本部(本部長 白井総務長官)会議。
	社会党 河上委員長入院。
一、一四	佐藤首相 ジョンソン大統領間の日米共同声明発表。
一、一五	第三回日英定期協議、共同声明発表。(椎名外相ロンドン訪問)
一、一八	行政管理庁 有線放送電話に関する監督行政について勧告。
一、一九	米大統領 国防教書を提出。
	閣議 ILO関係議案正式決定。
	自民党定期大会。
	第七次行政審議会 第三回会議。
	中共 兵役期間を延長。
一、二一	第四八回国会 開会式。

年月日	関係事項
昭四〇、一、二二	首相 両社幹部と茶話会。 中期経済計画 閣議決定。
一、二三	在日米軍司令官兼第五空軍司令官 本年七月までに、F102二ヶ中隊（横田、三沢各一ヶ中隊）引揚を発表。 ILO調査団、労相 総評事務局長との三者会談で見解を示し回答を要請。（離日二六日） 首相 両院で施政方針演説。
一、二五	米大統領 予算教書を提出。
一、二六	政府「春の叙勲に関する基本方針」決定。
一、二七	社会開発懇談会 委員並びに諮問事項決定。
一、二九	人事交流の活発化について閣議了解。
一、三〇	第一〇回戦没者叙勲発令（一三、五六六八）
二、一	東京高裁、引揚者の在外財産は国に補償の義務ありと判決。 首相 コスイギンソ連首相に返書。
二、二	米原潜 シードラゴン号二度目の佐世保入港。 自衛隊機 青森県三沢で訓練中誤射事件。 米軍機 T33墜落。（於埼玉県）
二、三	科学技術庁 米原潜寄港に関し、佐世保港の放射能変化なしと発表。 首相 全国知事会議で「建国記念日」に賛成の意表明。
二、四	公務員給与に関する関係次官会議、人事院勧告の時期で協議。 陸海空三自衛隊 初の統合防空演習。
二、六	行政改革本部 第一二回会合。

二、七	米軍機 北ベトナムを初爆撃。
二、八	首相 日中貿易問題で吉田書簡は佐藤内閣を拘束すると答弁。
二、九	第七次行政審議会 第四回会議。 中共、ソ連それぞれ米国の北ベトナム爆撃を非難声明。
二、一〇	行政改革本部第一三回会合。 衆院予算委、防衛庁の昭和三八年度統合防衛図上研究実施計画（三矢研究）で緊迫。 宅地審議会 新市街地開発について還元譲渡制を骨子とする答申を提出。
二、一一	衆院予算委 三矢研究で小委員会設置に合意。（一七日 小委員長に松野頼三氏決定） 行政改革本部第一四回会合。
二、一二	行政管理庁 税務行政の改善について勧告。 四〇年度地方財政計画決る。
二、一三	衆院ILO特別委員会設置を議決。（正式発足は三月二二日） 航空自衛隊 小松基地拡張整備工事完了。
二、一五	社会開発懇談会 第一回会合。 民社党第七回定期大会。（西尾委員長六選）
二、一六	人事院、国会及び内閣に対し、官利企業への就職の承認に関する年次報告提出。 北富士演習場林野関係権利者協議会から演習場問題の早期解決に関する要求書 防衛施設庁長官に提出。
二、一七	愛知原子力委員長、原子力委員に武藤俊之助、青木均一両氏を内定。（兼重、石川両委員の後任）（発令二六日） 椎名外相 渡韓。
二、一八	昭和三九年下期 最高輸出会議。 科学技術基本法の制定について科学技術会議、日本学術会議、衆院科学技術特別委、各委員等懇談会。

年月日

関

係

事

項

昭四〇、二一九
二、二〇
二、二二
二、二三
二、二七
三、一
三、二
三、三
三、四
三、七
三、八
三、九
三、一〇
三、一一
三、一三
三、一五

防衛庁庁議で庁内に秘密保全委員会(仮称)設置を決定。
日韓基本条約に仮調印。日韓共同声明発表。(於ソウル)
自民党 防衛庁省昇格法案 見送りを決定。
閣議 各省庁間の人事交流の実施方針了承。
英政府 国防白書発表。
行政改革本部 第一五回会合。
第一一回戦没者叙勲発令。(一五五〇八人)
原子力船 日本原子力船開発事業団の入札に造船大手七社が総辞退。
人事官に島田巽氏発令。
自治省「地方公務員給与実態調査」発表。
衆院予算委 社会党、三矢研究で新たな資料公表。
初のターター装備の護衛艦(あまつかぜ)横須賀で公開。
米海兵隊 ダナン上陸。
基地問題等閣僚懇談会幹事会で同会に「基地問題の処理促進に関する特別幹事会」を設置することを決定。
最高裁、板付基地明渡請求訴訟で国民にも国の義務への協力が必要と上告棄却。
白井総務長官 沖縄出身者の戦没者叙勲について米側の同意を得たと発表。
防衛庁 国会に三矢研究に関する資料提出。
社会党 中央執行委員会河上委員長の辞意報告。
交通安全国民会議 第一回会合。
米軍機、はじめて一九度線を越えて北ベトナム爆撃。

三、一六
三、一八
三、二二
三、二二
三、二四
三、二七
三、二八
三、二九
三、三〇
三、三一

航空機の救難体制一本化について、防衛庁、海上保安庁、警察庁間において協力協定。
自民党 「臨時基地問題対策審議会」設置について党議決定。
東京都議会首都整備委 防衛庁のホーク基地を南多摩とすることに反対。
ソ連 二人乗りウオスホート二号打上げ 宇宙遊泳成功。
南極地域観測船 進水式 「ふじ」と命名。
米国のベトナム戦争でのガス兵器使用表面化。
ラインヤワー大使 日米共同声明に基づく沖縄援助に関する日米協議委員会の機能拡大についての米国政府の見解を伝える。
石川島播磨KK、原子力船建造折衝に入ること了承。
日韓問題、漁業交渉で最終的に合意。
日韓問題 在日韓国人の法的地位について合意。
第一二回戦没者叙勲発令。(一八九七三人)(沖縄出身者二三四人を含む)
南ベトナム ダナン港で日本人乗組みの米軍LST船爆破事件。
日韓問題 対日請求権で合意。
千鳥ヶ淵戦没者墓苑で両陛下を迎え拜礼式。
航空自衛隊 飛行安全特命監察報告。(特命監察団長 牟田空将)
サイゴン米大使館爆破さる。
閣議 中国向け貨物船輸出について統一見解。
東京防衛施設局 横田基地の騒音で初の移転補償契約に調印。
「地方財政の状況」(地方財政白書)閣議了承。
臨時鉄道法制調査会(会長 鈴木竹雄) 鉄道営業法の改正要綱を答申。

年 月 日
昭四〇、四、二

関 係 事 項

四三 日ソ漁業交渉調印、共同声明発表。(於東京)
日銀、公定歩合一厘引下げ。(実施三日)
四三 日韓問題 漁業、対日請求権、在日韓国人の法的地位につき合意事項に仮調印。両外相、両農相それぞれ共同声明発表。
四六 世界平和アビール七人委。ベトナム戦争の平和解決に日本の積極的努力を望む要望書を首相に提出。
中共側 日立造船船舶輸出契約破棄。
三月二二日付ベトナム問題に関するソ連政府覚書に対する日本政府の回答書、ソ連に手渡し。
四七 国防会議 議員懇談会。
行政改革本部第一六回会合 「行政事務運営の改善」について決定。
政府 国会に日韓交渉の中間報告。
ジョンソン大統領 ベトナム戦争解決のため無条件で討議に応じる用意ありと演説。
バンドン会議 一〇周年記念式典に参列する特派大使(川島正次郎、大野広巳)等を決定。(出発一三日、式典一七日)
参議院 ILO特別委設置を議決。
四九 北ベトナム大統領 北ベトナムの立場を表明。
四一〇 愛知長官、衆院科学技術特別委で原子力基本法第二条の解釈について政府の統一見解発表。
四一四 衆院ILO特別委、強行採決。
四一五 東京地検 都議会議長選をめぐり贈賄容疑で議長を逮捕。
四一六 米政府 ハノイ周辺にソ連の対空ミサイル基地建設を確認。
四二〇 大内兵衛等 学者文化人グループ ベトナム問題で首相に要望書。

四二一 ILO案件 三党共同修正で衆院通過。
政府 四月二九日に行う「春の叙勲」の基準大綱決める。
四二二 東京地裁 医療費についての厚相の職権告示の効力停止を決定。
四二三 厚相 東京高裁に即時抗告。
公労協八組合(国労を除く)半日スト突入。
両陛下主催 春の園遊会。(招待者一九七〇人)
宇宙開発審議会委員 一九名任命。
四二四 ロッジ米大統領特使来日 首相と会談。
北富士演習場周辺林野関係権利者協議会、国の関係機関に「権利に対する闘争宣言書」送付。
四二八 第一三回戦没者叙勲発令。(一三、〇五〇人)
米軍ドミニカに上陸。
都議会自民党総辞職を決定。
四二九 「春の叙勲」を受ける一九一五名の氏名発表。(親授式五月四日)
カンボジア 米国に断交通告。
米軍横田基地所屬F105 米軍相模原ハイツに墜落事故。
SEATO(東南アジア条約機構)理事会終る。共同声明発表。
四三〇 社会党第二五回臨時大会。(委員長 佐々木更三 副委員長 河野密等選出)
首相 自民党青年部全国大会でアメリカの「北爆」支持を表明。
四三一 日ソ漁業技術協力に関する共同声明発表。(於モスクワ)(五月二日赤城農相訪ソ)
鳥取県大山公園で両陛下下迎え植樹祭。
NATO定例理事会。(共同声明一二日)

年 月 日

關 係 事 項

昭四〇、五一一

小泉長官 在日米軍司令官と水戸射爆場返還問題について折衝。

五一一

行政管理庁 国及び政府機関等の請負建設事業における安全確保に関する行政について勧告。

五一三

衆院内閣委 農地報償法案強行採決。

五二四

人事院「昭和三九年度年次報告書」を国会及び内閣に提出。

五二七

公労委 仲裁裁定。(六・二五%引上げ)

五一九

中共 二回目の原爆実験成功。

五二一

参議院本会議 ILO案件議決(成立)。

五二二

政府 総評初の定期会合。

五二四

白井国務大臣認証式。

五二五

国会 会期延長議決。(一三日間)

五二六

政府 同盟初の定期会合。

五二七

中共 人民解放軍 階級制度廃止。

五二八

行政管理庁 矯正保護行政について勧告。

五二九

米原潜スヌツク号 佐世保入港。(三回目)

五三〇

人事院、国立病院療養所勤務の看護婦の労働条件について判定。

五三一

田中元統幕事務局長「恵庭公判」の証人に出廷。

五三二

三河島事件について 東京地裁 七被告に有罪判決。

五三三

新島ミサイル試射場で空対空ミサイル打上げ実験実施。(六月五日まで)

五三四

第一四回戦没者叙勲発令。(一七四五七人)

五三五

農地報償法案 成立。

五三六

日銀 山一証券への特別融資決定。

五三七

衆予委において社会党 三矢研究についての新資料公表。

五三八

東京高裁 医療費についての東京地裁の決定を取消す。

五三九

在日米軍スポークスマン RB57F偵察機 横田駐留を認む。

五四〇

第四八回国会 閉会。

五四一



